

【公開版】

提出年月日	令和2年8月12日	R14
日本原燃株式会社		

M O X 燃 料 加 工 施 設 に お け る
新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審査 整理資料

第9条：外部からの衝撃による損傷の防止
(竜巻)

目 次

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

1. 2 要求事項に対する適合性

1. 3 規則への適合性

2. 竜巻影響評価の基本方針

3. 設計対処施設

4. 基準竜巻・設計竜巻の設定

4. 1 竜巻検討地域の設定

4. 2 基準竜巻の最大風速の設定

4. 3 設計竜巻の最大風速の設定

5. 設計荷重（竜巻）の設定

5. 1 設計飛来物の設定

5. 2 荷重の組合せと許容限界

6. 評価に使用する風速場モデルについて

7. 竜巻防護設計

7. 1 屋外の竜巻防護対象施設

7. 2 竜巻防護対象施設を収納する建屋

7. 3 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設

7. 4 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設

7. 5 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設

7. 6 竜巻随伴事象に対する設計

8. 手順等

2章 補足説明資料

事業許可基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表

事業許可基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（1/15）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
<p>加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p> <p>1 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</p> <p>1 第9条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含む。</p> <p>2 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等から適用されるものをいう。</p> <p>3 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然事象そのものがもたらす環境条件及びその結果として当該施設で生じ得る環境条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。</p> <p>加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</p> <p>1 第9条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含む。</p> <p>4 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものをいう。なお、過去の記録、現地調査の結果、最新知見等を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重畳させるものとする。</p> <p>5 第2項に規定する「適切に考慮したもの」とは、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故が発生した場合に生じる応力を単純に加算することを必ずしも要求するものではなく、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた場合をいう。</p>	<p>本文別添</p> <p>一. 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 建物の構造</p> <p>(ロ) 構造</p> <p>(6) その他の主要な構造</p> <p>① 加工施設における主要な建物は、敷地で予想される台風、異常寒波、豪雪等の自然現象によってもその安全性が損なわれることのない構造とする。</p> <p>添付書類五</p> <p>イ. 安全設計の方針</p> <p>(イ) 安全設計の基本方針</p> <p>(6) 加工施設は、台風、異常寒波、豪雪等の自然現象によっても安全確保上支障がないように設計する。</p> <p>へ. 地震以外の自然現象に対する考慮</p> <p>加工施設は、敷地で予想される津波、地すべり、陥没、台風、高潮、洪水、異常寒波、豪雪等の自然条件について、敷地及び周辺地域の過去の記録、現地調査を参考にして、予想される自然条件のうち最も過酷と考えられる条件を適切に考慮した設計とする。</p> <p>(イ) 津波・高潮</p> <p>加工施設の敷地は、標高60m前後の 弥栄平 と呼ばれる台地にあり、津波、高潮のおそれのない環境にある。</p> <p>(ロ) 洪水</p> <p>敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることは考えられない。</p> <p>(ハ) 台風・異常寒波・豪雪等</p> <p>気象条件の設定については、原則として最寄りの気象官署である八戸測候所及びむつ特別地域気象観測所の観測資料を使用する。ただし、異常寒波、豪雪の気象条件については、敷地近傍にある六ヶ所地域気象観測所の観測資料も考慮する。</p> <p>燃料加工建屋の設計に当たっては、最大瞬間風速は八戸測候所の観測記録41.3m/s、最低気温は六ヶ所地域気象観測所の観測記録を踏まえ八戸測候所の観測記録-15.7℃、最深積雪は六ヶ所地域気象観測所の観測記録190cmを考慮し、安全確保上支障がないように設計する。</p> <p>また、積雪及び風の荷重を適切に組み合わせて設計する。</p> <p>なお、加工施設には、「建築基準法」等に基づき、避雷設備を設ける。</p> <p>(二) 地すべり・陥没</p> <p>加工施設の敷地は、標高60m前後の弥栄平と呼ばれる台地にあり、地すべりが発生し、加工施設に影響を与えるような急斜面はない。また、敷地の地質状況等からみて、陥没のおそれはない。</p> <p>添付書類七</p> <p>ロ. 事故の想定及び評価</p> <p>(3) その他の自然現象等による事故の災害評価</p> <p>① その他の自然現象</p> <p>主要な加工施設は、十分な地耐力を有する鷹架層に支持させること、また、敷地の西側部分を標高約55mに整地し配置することから、敷地</p>	<p>【本文】</p> <p>(ト) その他主要な構造</p> <p>(1) 安全機能を有する施設</p> <p>① 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果としてMOX燃料加工施設で生じ得る環境条件においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、敷地内又はその周辺で想定される自然現象のうち、洪水及び地滑り並びに津波については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>上記に加え、安全上重要な施設は、最新の科学的技術的知見を踏まえ当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の状況を基に想定される飛来物（航空機落下等）、ダム の崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害のうちMOX燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、敷地内又はその周辺の状況を基に想定される人為事象のうち、ダム の崩壊及び船舶の衝突については、立地的要因により設計上考慮しない。</p> <p>自然現象及び人為事象の組合せについては、地震、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮する。これらの事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、想定される自然現象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含める。また、人為事象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含める。</p> <p>a. 外部からの衝撃による損傷に対する設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される自然現象又は人為事象の影響を受ける場合においても安全機能を損なわない方針とする。</p> <p>MOX燃料加工施設における重要な安全機能は、臨界防止及び閉じ込めの安全機能である。これらの機能が損なわれることで、公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼさないよう、想定される自然現象又は人為事象により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部からの衝撃による損傷に対する設計方針を以下に示す。</p> <p>(a) 臨界防止及び閉じ込めの安全機能を有する安全上重要な施設は全て燃料加工建屋に収納する設計とし、想定される自然現象又は人為事象に対しては、燃料加工建屋で防護する設計とする。</p> <p>(b) 建屋による防護ができない外気を取り入れる給気系及び排気系については、想定される自然現象又は人為事象に対して防護する設計とする。</p> <p>(c) 自然現象又は人為事象により発生する外部電源喪失に対して、火災・爆発による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な機能を維持する設計とする。</p> <p>また、想定される自然現象及び人為事象の発生により、MOX燃料加工施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断</p>	<p>「安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」について、既許可申請書本文口項に敷地で予想される台風、異常寒波、豪雪等の自然現象によってもその安全機能が損なわれることのない構造及び配置とすることを記載している。</p> <p>また、上記の本文記載事項に対する設計方針として、既許可申請書添付書類五「イ安全設計の基本方針」及び「へ. 地震以外の自然現象に対する考慮」並びに評価として既許可申請書添付書類七「ロ. 事故の想定及び評価」にMOX燃料加工施設は、敷地で予想される台風、異常寒波、豪雪等の自然現象によってもその安全性が損なわれることのない構造及び配置とすることを記載している。</p> <p>したがって、以下の内容が、指針から明確化された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定される自然現象として、竜巻、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災が明確された 設計上の考慮を要する自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然事象そのものがもたらす環境条件及びその結果として当該施設で生じ得る環境条件において、その設備が有する安全機能が達成されること。 安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置 <p>上記を踏まえ、適合方針については、明確された森林火災に対する規則要求への適合性を新たに記載する。</p> <p>したがって、以下の内容が指針から追加要求となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 異種の自然現象の重畳を考慮すること。 設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮すること。 <p>以上より、適合方針では記載の明確化を実施する。</p> <p>また、竜巻に対する規則要求への適合性を新たに記載する。</p>	<p>【新規制基準の第9条要求による変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則解釈に合わせ、明確化された自然現象を追加 <p>【新規制基準の第9条要求による変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則解釈に合わせ、明確化された設計上の考慮を要する自然現象又はその組合せに対して考慮を追加 <p>【新規制基準の第9条要求による変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則解釈に合わせ、異種の自然現象の重畳及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮することを追記 <p>【新規制基準の第9条要求による変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則解釈に合わせ、想定される外部人為事象の追加 <p>【新規制基準の第9条要求による変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則解釈に合わせ、明確化された自然現象を追加 <p>【新規制基準の第9条要求による変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則解釈に合わせ、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を追加

事業許可基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（2/15）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
	<p>周辺の斜面の崩壊等による影響を受けることはない。燃料加工建屋の風荷重に対する設計は、敷地周辺の過去の記録を考慮し設計されるため、台風等の風により損傷を受けることはない。また、燃料加工建屋の最低気温及び最深積雪量に対する設計は、敷地及び周辺地域の過去の記録に基づいて設計することから、これらの自然現象により加工施設が被害を受けることはない。</p>	<p>した場合は、工程停止する等、MOX燃料加工施設への影響を軽減するための措置を講ずるよう手順を整備する。</p> <p>b. 竜巻</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される竜巻が発生した場合においても、作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻の最大風速は100m/sとし、設計荷重は、設計竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に通常時に作用している荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重等を適切に組み合わせたものとして設定する。</p> <p>安全機能を有する施設の安全機能を損なわないようにするため、安全機能を有する施設に影響を及ぼす飛来物の発生防止対策として、飛来物となる可能性のあるものうち、運動エネルギー及び貫通力の大きさを踏まえ、設計上考慮すべき飛来物（以下「設計飛来物」という。）を設定する。飛来物となり得る資機材及び車両のうち、衝突時に与える運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物によるものより大きくなるものについては、固定、固縛、建屋収納、退避又は撤去を実施する。</p> <p>また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものがある場合は、設計飛来物としての考慮の要否を検討する。</p> <p>竜巻に対する防護設計においては、機械的強度を有する建物により保護すること等により、安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とすること、若しくは竜巻による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【添付書類三】</p> <p>チ. 竜巻</p> <p>基準竜巻及び設計竜巻の設定は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」（平成25年6月19日 原規技発第13061911号 原子力規制委員会決定）（以下「竜巻ガイド」という。）を参考に実施する。</p> <p>基準竜巻及び設計竜巻の設定は、竜巻検討地域の設定、基準竜巻の最大風速の設定及び設計竜巻の最大風速の設定の流れで実施する。</p> <p>(イ) 竜巻検討地域の設定</p> <p>竜巻検討地域の設定は、竜巻ガイドを参考にMOX燃料加工施設が立地する地域、気象条件の類似性の観点から検討し設定する。</p> <p>(1) MOX燃料加工施設が立地する地域の気候</p> <p>MOX燃料加工施設が立地する地域は、竜飛岬から奥羽山脈の分水嶺より東側にあり、その地域の気候は、日本海側の気候と太平洋側の気候の両面の特徴を合わせもっている。東北地方を気温、降水及び風により詳細に区分した気候区分を添3-チ第1図に示す⁽¹⁾。これによると、MOX燃料加工施設が立地する地域は、区分Ⅲ（青森県北部及び東部地域）のうち区分Ⅲb（太平洋側にあるが冬は日本海側の気候でやませの影響が強い）に属している。</p> <p>(2) MOX燃料加工施設が立地する地域の竜巻発生の特徴</p> <p>添3-チ第2図に示すとおり、MOX燃料加工施設が立地する地域周辺においては、もともと竜巻の発生数は少なく、独立行政法人原子力安全基盤機構が東京工芸大学に委託した研究の成果⁽²⁾（以下「東京工芸大学委託成果」という。）で示されている全国19箇の竜巻集中地域からも離れている。</p> <p>竜巻発生時の総観場は、東京工芸大学委託成果⁽²⁾を参考に、気象庁「竜巻等の突風データベース」の総観場を、竜巻</p>		<p>【新規制基準の第9条要求による変更】</p> <p>・想定される自然現象として明確化された竜巻について、規則または解釈に適合させるよう記載を追加</p>

事業許可基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（3/15）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>を発生させる親雲の発生要因を考慮して、7種に再編した総観場を用い、竜巻の発生要因別の地域分布の特徴を把握した。竜巻の発生要因別地域分布を添3一チ第3図に、その特徴を添3一チ第1表に示す。</p> <p>立地地域周辺における竜巻の発生状況は、日本海側及び茨城県以西の太平洋側における発生状況とも特徴が異なり、日本海側に特徴的な寒候期の竜巻の発生はほとんどなく、暖候期に竜巻が発生している。また、茨城県以西の太平洋側で特徴的な台風起源の竜巻の発生はなく、太平洋海岸付近及び海上での竜巻の発生はほとんどない。</p> <p>(3) 竜巻検討地域</p> <p>竜巻検討地域の設定は、竜巻ガイドを参考に、MOX燃料加工施設が立地する地域の気候及び竜巻発生の特徴を踏まえて実施する。当該地域は、もともと竜巻の発生数が少ないため、以下の①から④に示す条件を考慮して、青森県から岩手県の太平洋側（竜飛岬から御崎岬）及び北海道地方の南側（白神岬から襟裳岬）の海岸線に沿った海側5km及び陸側10kmの範囲を竜巻検討地域に設定する（面積約18000km²）。添3一チ第4図に竜巻検討地域を示す。</p> <p>① 立地地域の気候及び竜巻発生の特徴を踏まえ、青森県（竜飛岬より太平洋側）から岩手県を基本とする。</p> <p>② IAEAの基準⁽¹²⁾を参考に、MOX燃料加工施設を中心とする100000km²（半径約180km）の範囲を目安とし、その範囲に掛かる北海道西部は、立地地域と同じ太平洋側に面していることを考慮して、竜巻検討地域に含める。</p> <p>③ 竜巻検討地域は、分水嶺及び関口武による気候区分⁽³⁾（1959）を参考に設定する。</p> <p>④ MOX燃料加工施設が海岸線から約5kmの位置に立地していること及び竜巻の発生がほとんど海岸線付近であることから、海岸線に沿った海側5km及び陸側10kmの範囲を考える。</p> <p>ここで、設定した竜巻検討地域の妥当性を確認するために、竜巻検討地域における竜巻の発生要因の出現比率と、日本海側及び太平洋側における出現比率とを比較した結果を添3一チ第5図に示す。竜巻検討地域における竜巻の発生要因の出現比率は、日本海側及び太平洋側の出現比率とも傾向が異なっていることが確認できる。</p> <p>また、藤田スケール3以上の竜巻の発生しやすさの地域性の検討として、「突風関連指数」による解析を行う。突風関連指数として、積乱雲を発生させる上昇流の強さの目安であるCAPE（Convective Available Potential Energy：対流有効位置エネルギー）⁽⁵⁾及び積乱雲がスーパーセルに発達しやすいかどうかの指標となるSReH（Storm Relative Helicity：ストームの動きに相対的なヘリシティ）⁽⁴⁾を算出する。</p> <p>これらの指数は、竜巻発生の環境場との関連付けで、国内外で広く利用され知見が蓄積されている。CAPEの概念を添3一チ第6図に、SReHの概念を添3一チ第7図に示す。</p> $CAPE = \int_{LFC}^{EL} g \frac{\theta'(z)}{\theta(z)} dz \quad (a)$ $SReH = \int_{地上}^{高度3km} (V - C) \cdot \omega dz \quad (b)$ <p>ここで、(a)式のgは重力加速度、θはストーム周囲の温位、θ'は下層の空気塊を上空に持ち上げた際の温位であり、dzは鉛直方向の層厚である。LFCは自由対流高度、ELは平衡高度である。(b)式のVは水平風速ベクトル、ωは鉛直シアに伴う水平渦度、Cはストームの移動速度である。</p> <p>各指数の計算は、ヨーロッパ中期予報センター（ECMWF）の再解析データECMWF-Interim（1989年以降：水平分解能約70km）及びERA40（1989年まで：水平分解能約250km）を基に、水平分解能5km、時間分解能1時間に解析した気象データセット⁽⁶⁾を用いて、1961年から2010年までの50年間について行い、それに基づいて両指数が同時に閾値を超過する頻度を計算する。同時超過頻度の算出に当たっては、竜巻発生時には少なからず降水がもたらされるため、降水量の閾値</p>		

事業許可基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（4/15）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>（4mm/h）を設定する。また、CAPEは降水過程により安定化し小さくなり得るため、周辺のCAPEの大きな空気塊が当該メッシュに向かって流入することを考慮した方法⁽⁷⁾を参考に、当該メッシュの風上側半径25kmの扇状範囲内のCAPEの最大値を算出する。</p> <p>CAPEについては、緯度及び季節で絶対値が大きく変動するため、暖候期（5月から10月）及び寒候期（11月から4月）に分けて、それぞれ閾値を設定する。藤田スケール3以上の竜巻が発生し得る環境場として以下の閾値を用いる。</p> <p>〔暖候期（5月から10月）〕 CAPE：1200 J/kg, SReH：350m²/s²</p> <p>〔寒候期（11月から4月）〕 CAPE：500 J/kg, SReH：350m²/s²</p> <p>暖候期及び寒候期に対する同時超過頻度分布の算出結果を添3ーチ第8図に示す。暖候期においては、太平洋側、東シナ海から対馬海峡にかけて比較的大きな値となっている。また、沿岸域では、茨城県東海岸から西の本州太平洋側、九州太平洋側及び東シナ海側で高く、特に宮崎平野沿岸で大きな値となっている。それに比べて、日本海側及び茨城県以北の太平洋側の値は1から2桁以上小さな値であり、藤田スケール3規模の竜巻の発生が未だ確認されていないことと対応している。</p> <p>本手法による解析により、藤田スケール3以上の竜巻の発生しやすさの地域性を特定でき、竜巻検討地域において藤田スケール3以上の竜巻は極めて発生し難いといえる。</p> <p>（ロ） 基準竜巻の最大風速の設定</p> <p>基準竜巻の最大風速は、竜巻ガイドを参考に、過去に発生した竜巻による最大風速（V_{B1}）及び竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速（V_{B2}）のうち、大きい方の風速を設定する。</p> <p>（1） 過去に発生した竜巻による最大風速（V_{B1}）</p> <p>過去に発生した竜巻による最大風速（V_{B1}）の設定に当たっては、日本で過去（1961年から2013年12月）に発生した最大の竜巻は藤田スケール3であり、藤田スケール3における風速は70m/sから92m/sであることから、その最大風速を基にV_{B1}を92m/sとする。第4ー1表に日本で過去に発生した藤田スケール3の竜巻一覧を示す。</p> <p>（2） 竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速（V_{B2}）</p> <p>竜巻最大風速のハザード曲線は、竜巻ガイドを参考とした既往の算定方法に基づき、具体的には、東京工芸大学委託成果⁽²⁾を参考に算定する。本評価は、竜巻データの分析、竜巻風速、被害幅及び被害長さの確率密度分布の算定、相関係数の算定並びにハザード曲線の算定によって構成される。</p> <p>① 竜巻の発生頻度の分析</p> <p>気象庁「竜巻等の突風データベース」に掲載されている竜巻年別発生確認数（添3ーチ第9図）を基に、竜巻検討地域（海岸線から陸側に10km、海側に5kmの計15km幅の範囲）における1961年から2013年12月までの53年間の統計量を藤田スケール別に算出する。なお、観測体制の変遷による観測データ品質のばらつきを踏まえ、以下のa. からc. の基本的な考え方に基づいて整理を行う。</p> <p>a. 被害が小さくて見過ごされやすい藤田スケール0及び藤田スケール不明の竜巻に対しては、観測体制が強化された2007年以降の年間発生数や標準偏差を用いる。</p> <p>b. 被害が比較的軽微な藤田スケール1竜巻に対しては、観測体制が整備された1991年以降の年間発生数や標準偏差を用いる。</p> <p>c. 被害が比較的大きく見逃されることがないと考えられる藤田スケール2及び藤田スケール3竜巻に対しては、観測記録が整備された1961年以降の全期間の年間発生数や標準偏差を用いる。</p> <p>また、藤田スケール不明の竜巻については、以下の取扱いを行う。</p>		

事業許可基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（5/15）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>陸上で発生した竜巻及び海上で発生して陸上へ移動した竜巻については、被害があつて初めてその藤田スケールが推定されるため、陸上での藤田スケール不明の竜巻は、被害が少ない藤田スケール0竜巻とみなす。</p> <p>一方、海上で発生しその後上陸しなかつた竜巻については、その竜巻の藤田スケールを推定することは困難であることから、「沿岸部近傍での竜巻の発生特性は、陸上と海上とで類似している」という仮定に基づいて各藤田スケールに分類する。</p> <p>以上を踏まえて、添3-チ第3表のとおり、観測データから53年間の推定データを評価する。</p> <p>竜巻は気象事象の中でも極めて稀に発生する事象であり、発生数の変動（標準偏差）が大きい分布となり、東京工芸大学委託成果⁽²⁾にポリヤ分布への適合性が良いことが示されている。以上より、ハザード曲線の評価に当たって使用する竜巻の年発生数の確率分布は、添3-チ第10図に示すとおり、ポリヤ分布を採用する。</p> <p>② 竜巻風速、被害幅及び被害長さの確率密度分布並びに相関係数</p> <p>竜巻検討地域における53年間の竜巻の発生数、被害幅及び被害長さを基に、確率密度分布については竜巻ガイド及び竜巻ガイドが参考としている東京工芸大学委託成果⁽²⁾を参考に、添3-チ第11図から添3-チ第13図に示すとおり対数正規分布に従うものとする。</p> <p>また、53年間の推定データの作成に伴い被害幅又は被害長さの情報がない竜巻には、被害幅又は被害長さを有する竜巻の観測値を与える。その際は、被害幅又は被害長さが長いほうから優先的に用いることで、被害幅又は被害長さの平均値が大きくなるように評価を行う。</p> <p>さらに、1961年以降の観測データのみを用いて、添3-チ第4表に示すとおり竜巻風速、被害幅及び被害長さについて相関係数を求める。</p> <p>③ 竜巻影響エリアの設定</p> <p>MOX燃料加工施設においては、添3-チ第14図に示すとおり設計対象施設を包含する円を竜巻影響エリアとして設定する。</p> <p>なお、竜巻影響エリアを円形とするため、竜巻の移動方向に依存性は生じない。</p> <p>④ ハザード曲線の算定</p> <p>T年以内にいずれかの竜巻に遭遇し、かつ竜巻風速がV_0以上となる確率を求め、ハザード曲線を求める。</p> <p>前述のとおり、竜巻の年発生数の確率分布としてポリヤ分布の適合性が高い。ポリヤ分布は(a)式で示される（Wein and Chu⁽⁸⁾）。</p> $P_T(N) = \frac{(vT)^N}{N!} (1 + \beta vT)^{-N-1/\beta} \prod_{k=1}^{N-1} (1 - \beta k) \quad (a)$ <p>ここで、Nは竜巻の年発生数、vは竜巻の年平均発生数、Tは年数である。βは分布パラメータであり、(b)式で示される。</p> $\beta = \left(\frac{\sigma^2}{v} - 1\right) \times \frac{1}{v} \quad (b)$ <p>ここで、σは竜巻の年発生数の標準偏差である。</p> <p>Dを竜巻影響評価の対象構造物が風速V_0以上の竜巻に遭遇する事象と定義し、対象構造物が1つの竜巻に遭遇し、その竜巻の風速がV_0以上となる確率を$R(V_0)$としたとき、T年以内にいずれかの竜巻に遭遇し、かつ、竜巻風速がV_0以上となる確率は(c)式で示される。</p> $P_{V_0,T}(D) = 1 - [1 + \beta vR(V_0)T]^{-1/\beta} \quad (c)$ <p>この$R(V_0)$は、竜巻影響評価の対象地域の面積をA_0（すなわち、竜巻検討地域の面積約$1.8 \times 10^4 \text{km}^2$）、1つの竜巻の風速が$V_0$以上となる面積を$DA(V_0)$とすると(d)式で示される。</p> $R(V_0) = \frac{E[DA(V_0)]}{A_0} \quad (d)$ <p>ここで、$E[DA(V_0)]$は$DA(V_0)$の期待値を意味す</p>		

事業許可基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（6/15）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>る。</p> <p>本評価では、以下のようにしてDA(V₀)の期待値を算出し、(d)式によりR(V₀)を推定して、(c)式によりを求め。風速をV、被害幅をw、被害長さをl及び移動方向をαとし、同時確率密度関数を用いると、DA(V₀)の期待値は(e)式で示される(Garson et al⁽⁹⁾.)。</p> $E[DA(V_0)] = \int_0^\infty \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty W(V_0)lf(V,w,l)dVdwld + \int_0^{2\pi} \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty H(\alpha)lf(V,l,\alpha)dVld\alpha + \int_0^{2\pi} \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty W(V_0)G(\alpha)f(V,w,\alpha)dVdw\alpha + S \int_{V_0}^\infty f(V)dV \quad (e)$ <p>ここで、H(α)及びG(α)はそれぞれ、竜巻の被害長さ及び被害幅方向に沿った面に対象構造物を投影したときの長さである。竜巻影響エリアを円形で設定しているため、H(α)、G(α)ともに竜巻影響エリアの直径130mで一定となる(竜巻の移動方向に依存しない)。Sは竜巻影響エリアの面積(直径130mの円の面積:約1.3×10⁴m²)を表す。竜巻影響エリアの直径をD₀とした場合の計算式は(f)式で示される。</p> $E[DA(V_0)] = \int_0^\infty \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty W(V_0)lf(V,w,l)dVdwld + \int_0^{2\pi} \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty H(\alpha)lf(V,l,\alpha)dVld\alpha + \int_0^{2\pi} \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty W(V_0)G(\alpha)f(V,w,\alpha)dVdw\alpha + S \int_{V_0}^\infty f(V)dV \quad (f)$ <p>風速の積分範囲の上限値は、ハザード曲線の形状が不自然にならない程度に大きな値として120m/sに設定する。</p> <p>また、W(V₀)は、竜巻の被害幅のうち風速がV₀を超える部分の幅であり、(g)式で示される。この式により、被害幅内の風速分布に応じて被害様相に分布がある(被害幅の端ほど風速が小さくなる)ことが考慮されている(Garson et al⁽⁹⁾(10).)。</p> $W(V_0) = \left(\frac{V_{min}}{V_0}\right)^{1/1.6} \quad (g)$ <p>ここで、係数の1.6については、既往の研究では例えば0.5や1.0などの値も提案されている。竜巻ガイドが参考としている文献(Garson et al⁽¹⁰⁾.)では、観測値が不十分であるため、より厳しい評価となるよう1.6を用いることが推奨されており、本検討でも1.6を用いる。また、MOX燃料加工施設の竜巻影響評価では、ランキン渦モデルによる竜巻風速分布に基づいて設計竜巻の特性値を設定する。ランキン渦モデルは高さ方向によって風速及び気圧が変化しないため、地表から上空まで(g)式を適用できる。なお、(g)式において係数を1.0とした場合がランキン渦モデルに該当する。</p> <p>また、V_{min}は、gale intensity velocityと呼ばれ、被害が発生し始める風速に位置付けられる。米国気象局NWS(National Weather Service)では、gale intensity velocityは34から47ノット(17.5から24.2m/s)とされている。また、気象庁が使用している風力階級では、風力8は疾強風(gale:17.2から20.7m/s)、風力9は大強風(strong gale:20.8から24.4m/s)と分類されており、風力9では「屋根瓦が飛ぶ。人家に被害が出始める。」とされている。</p> <p>以上を参考に、本評価においては、V_{min}=25m/sとする。なお、この値は藤田スケール0(17から32m/s)のほぼ中央値に相当する。</p> <p>以上より、竜巻検討地域を対象に算定したハザード曲線を添3-リ第15図に示す。</p> <p>⑤ 竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速(V_{B2})</p>		

事業許可基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（7/15）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>竜巻最大風速のハザード曲線により設定する最大風速V_{B2}は、竜巻ガイドを参考に年超過確率10^{-5}に相当する風速とし、37m/sとする。</p> <p>⑥ 1km範囲ごとの評価（参考評価）</p> <p>竜巻検討地域を海岸線に沿って1km範囲ごとに細分化した短冊状の範囲を対象にハザード曲線を求める。評価の条件として、発生数は、短冊状の範囲を通過した竜巻もカウントしている。被害幅及び被害長さは、それぞれ1km範囲内の被害幅及び被害長さをを用いる。以上に基づいて、竜巻検討地域の評価と同様の方法で算定したハザード曲線を添3-チ第16図に示す。これより、年超過確率10^{-5}に相当する風速を求めると、海岸線から陸側1kmを対象とした場合の54m/sが最大となる。なお、MOX燃料加工施設は海岸線から陸側1kmの範囲にないため、本評価は参考とする。</p> <p>(3) 基準竜巻の最大風速</p> <p>過去に発生した竜巻による最大風速$V_{B1}=92\text{m/s}$及び竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速$V_{B2}=37\text{m/s}$より、MOX燃料加工施設における基準竜巻の最大風速V_Bは92m/sとする。風速92m/sに相当する年超過確率は、ハザード曲線より1.5×10^{-8}である。</p> <p>(ハ) 設計竜巻の最大風速の設定</p> <p>MOX燃料加工施設が立地する地域の特性を考慮して、基準竜巻の最大風速の割り増しを検討し、設計竜巻の最大風速を設定する。</p> <p>MOX燃料加工施設では、敷地の周辺が平坦であり、竜巻の増幅を考慮する必要のある地形はないと考えられるため、基準竜巻の最大風速に対する割り増しは行わず、設計竜巻の最大風速は92m/sとなるが、竜巻に対する設計に当たっては、蓄積されている知見の少なさとといった不確定要素を考慮し、将来の竜巻発生に関する不確実性を踏まえ、基準竜巻の最大風速を安全側に切り上げて、設計竜巻の最大風速を100m/sとする。風速100m/sに相当する年超過確率は、ハザード曲線より5.23×10^{-9}である。</p> <p>添付書類五</p> <p>(ト) 竜巻防護に関する設計</p> <p>(1) 竜巻防護に関する設計方針</p> <p>原子力規制委員会の定める事業許可基準規則の第九条では、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならないとしており、敷地の自然環境を基に想定される自然現象の一つとして、竜巻を挙げている。</p> <p>MOX燃料加工施設の供用期間中に極めてまれに発生する突風、強風を引き起こす自然現象としての竜巻及びその随伴事象等によって安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計であることを評価するため、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」（平成25年6月19日 原規技発第13061911号 原子力規制委員会決定）（以下「竜巻ガイド」という。）を参照し、以下の竜巻影響評価について実施する。</p> <p>(1) 設計竜巻及び設計荷重（設計竜巻荷重及びその他の組合せ荷重）の設定</p> <p>(2) MOX燃料加工施設における飛来物に係る調査</p> <p>(3) 飛来物発生防止対策</p> <p>(4) 考慮すべき設計荷重に対する設計対処施設の構造健全性等の評価を行い、必要に応じ対策を行うことで安全機能が維持されることの確認</p> <p>安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設が竜巻の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために、竜巻に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、竜巻によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、MOX燃料加工施設の全ての安全機能を有する構築物及び設備・機器とする。設計竜巻から防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）としては、安全評</p>		<p>【新規基準の第9条要求による変更】</p> <p>・想定される自然現象として明確化された竜巻について、規則または解釈に適合させるよう記載を追加</p>

事業許可基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（8/15）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>価上その機能を期待する構築物及び設備・機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物及び設備・機器を抽出する。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は、竜巻により臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設及び竜巻防護対象施設を収納する建屋は、機械的強度を有すること等により、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。ここで、竜巻防護対象施設、竜巻防護対象施設を収納する建屋及びその施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設を併せて、設計対処施設という。</p> <p>上記に含まれない安全機能を有する施設は、竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>（2）設計対象施設</p> <p>① 竜巻防護施設</p> <p>設計対処施設は、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないよう、設計竜巻に対して設計上の考慮を行う施設全体とする。</p> <p>安全機能を有する施設のうち安全評価上その機能を期待する施設の安全機能を維持し、かつ、火災・爆発の防止、臨界防止等の安全機能を損なわないようにするため、安全上重要な施設を竜巻防護対象施設とする。</p> <p>これらの施設を添5第18図から添5第20図に示す選定フローに従い、竜巻による風圧力、気圧差及び飛来物に対する設計対処施設として選定するとともに竜巻防護対象施設を収納する建屋を設計対処施設として選定する。また、建屋に収納される竜巻防護対象施設のうち添5第21図に示す選定フローに従い選定される設計荷重（竜巻）に対して十分な耐力を有しない建屋に収納される竜巻防護対象施設及び開口部を有する室に設置される竜巻防護対象施設のうち添5第22図に示す選定フローに従い選定される竜巻防護対象施設は、建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設として選定する。</p> <p>以上の選定結果から、竜巻防護対象施設は以下のように分類できる。</p> <p>a. 建屋に収納される竜巻防護対象施設（外気と繋がっている竜巻防護対象施設を除く）</p> <p>b. 屋外の竜巻防護対象施設</p> <p>c. 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設</p> <p>d. 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設</p> <p>なお、屋外の竜巻防護対象施設に該当する施設はない。</p> <p>また、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設については、当該施設の破損等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせる可能性がある施設又はその施設の特定の区画を、竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設として選定する。</p> <p>竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設としては、竜巻防護対象施設等を除く構築物及び設備・機器の中から、竜巻防護対象施設等に対し、倒壊による機械的影響を及ぼし得る施設及び付属施設の破損等による機能的影響を及ぼし得る施設を以下のとおり選定する。</p> <p>竜巻防護対象施設等に機械的影響を及ぼし得る施設としては、建物・構築物の高さ、竜巻防護対象施設等との距離を考慮して、破損又は倒壊により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設を竜</p>		<p>【新規基準の第9条要求による変更】</p> <p>・想定される自然現象として明確化された竜巻について、規則または解釈に適合させるよう記載を追加</p>

事業許可基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（9/15）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>巻防護対象施設に機械的影響を及ぼし得る施設として選定する。</p> <p>竜巻防護対象施設に機能的影響を及ぼし得る施設としては、竜巻防護対象施設の付属設備のうち、屋外にあるもので、風圧力、気圧差及び飛来物の衝突による破損等により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわせるおそれがある施設を竜巻防護対象施設に機能的影響を及ぼし得る施設として選定する。選定した結果から、設計対処施設は以下に分類される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護対象施設を収納する建屋 ・ 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 ・ 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 ・ 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 <p>設計対処施設を以下のとおり、分類ごとに選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 竜巻防護対象施設を収納する建屋 <ul style="list-style-type: none"> (a) 燃料加工建屋 b. 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 <ul style="list-style-type: none"> (a) 気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備 (b) 気体廃棄物の廃棄設備のグローブボックス排気設備 (c) 非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系 c. 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 <ul style="list-style-type: none"> (a) 非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系 d. 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 <ul style="list-style-type: none"> (a) 気体廃棄物の廃棄設備の排気筒 <p>(3) 設計荷重（竜巻）の設定</p> <p>① 設計竜巻の設定</p> <p>設計竜巻の特性値については、現状、設定に足る十分な信頼性を有した観測記録等が無いため、竜巻ガイドを参考に設定する。設計竜巻の特性値を添5第26表に示す。また、設計竜巻については、今後も継続的に観測データ及び増幅に関する新たな知見の収集に取り組み、必要な事項については適切に反映を行う。</p> <p>(1) 設計竜巻の移動速度（V_T）</p> <p>設計竜巻の移動速度（V_T）は、独立行政法人原子力安全基盤機構が東京工芸大学に委託した研究の成果（以下「東京工芸大学委託成果」という。）を参考に、日本の竜巻における移動速度と最大竜巻風速の関係に基づき以下の式を用いて算定する。</p> $V_T = 0.15 \times V_D$ <p>V_D (m/s) : 設計竜巻の最大風速</p> <p>(2) 設計竜巻の最大接線風速（V_{Rm}）</p> <p>設計竜巻の最大接線風速（V_{Rm}）は、米国原子力規制委員会の基準類を参考に、以下の式を用いて算定する。</p> $V_{Rm} = V_D - V_T$ <p>(3) 設計竜巻の最大接線風速が生じる位置での半径（R_m）</p> <p>設計竜巻の最大接線風速が生じる位置での半径（R_m）は、東京工芸大学委託成果による日本の竜巻の観測記録を基に提案されたモデルを参考として、以下の値を用いる。</p> $R_m = 30 \text{ (m)}$ <p>(4) 設計竜巻の最大気圧低下量（ΔP_{max}）</p> <p>設計竜巻の最大気圧低下量（ΔP_{max}）は、米国原子力規制委員会の基準類のランキン渦モデルによる風速分布を参考に、以下の式を用いて算定する。</p> $\Delta P_{max} = \rho \times V_{Rm}^2$ <p>ρ : 空気密度 (1.22 (kg/m³))</p> <p>(5) 設計竜巻の最大気圧低下率（$(dp/dt)_{max}$）</p> <p>設計竜巻の最大気圧低下率（$(dp/dt)_{max}$）は、米国原子力規制委員会の基準類のランキン渦モデルによる風速分布を参考に、以下の式を用いて算定する。</p> $(dp/dt)_{max} = (V_T/R_m) \times \Delta P_{max}$ <p>② 設計飛来物の設定</p>		

事業許可基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（10/15）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>竜巻ガイドを参考に再処理事業所内をふかんした現地調査及び検討を行い、再処理事業所内の資機材の設置状況を踏まえ、設計対処施設に衝突する可能性のある飛来物を抽出する。抽出した飛来物に竜巻ガイドに例示される飛来物を加え、それぞれの寸法、質量及び形状から飛来の有無を判断し、運動エネルギー及び貫通力の大きさを考慮して、設計竜巻により設計対処施設に衝突し得る飛来物（以下「設計飛来物」という。）を設定する。衝突時に設計対処施設に与える運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物によるものより大きくなるものについては、浮き上がり又は横滑りの有無を考慮した上で、固定、固縛、建屋収納又は敷地からの撤去により飛来物とならないようにする。</p> <p>設計対処施設以外のエネルギー管理建屋、エネルギー管理建屋の屋外機器及び第1高圧ガストレーラ庫の水素ガス貯蔵容器（以下「屋外機器等」という。）は、衝突時に設計対処施設に与える運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物より大きくなるものを発生させることのないよう、エネルギー管理建屋の屋根及び外壁については飛散させない対策を実施する。また、屋外機器等については、固定又は固縛する対策を実施することから、飛来物の発生源として考慮しない。</p> <p>車両については、周辺防護区域への入構を管理するとともに、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している場所に応じて固縛するか避難場所へ退避することにより、飛来物とならないよう管理を行うことから、設計飛来物として考慮しない。</p> <p>また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものとしてむつ小川原ウインドファームの風力発電施設のブレードがある。むつ小川原ウインドファームの風力発電施設から設計対処施設までの距離及び設計竜巻によるブレードの飛来距離を考慮すると、ブレードが設計対処施設まで到達するおそれはないことから、ブレードは設計飛来物として考慮しない。</p> <p>以上のことから、竜巻ガイドに例示される鋼製材を設計飛来物として設定する。</p> <p>なお、降下火砕物の粒子による影響については、設計飛来物の影響に包絡される。</p> <p>添5第27表にMOX燃料加工施設における設計飛来物を示す。</p> <p>③ 荷重の組合せと許容限界</p> <p>a. 設計対処施設に作用する設計竜巻荷重</p> <p>設計竜巻により設計対処施設に作用する設計竜巻荷重を以下に示す。</p> <p>(a) 風圧力による荷重</p> <p>竜巻の最大風速による荷重であり、竜巻ガイドを参考に次式のとおり算出する。</p> $W_w = q \times G \times C \times A$ <p>ここで、</p> <p>W_w : 風圧力による荷重</p> <p>q : 設計用速度圧</p> <p>G : ガスト影響係数 (=1.0)</p> <p>C : 風力係数</p> <p>A : 施設の受圧面積</p> $q = (1/2) \times \rho \times V_D^2$ <p>である。ここで、</p> <p>ρ : 空気密度</p> <p>V_D : 設計竜巻の最大風速</p> <p>である。</p> <p>ただし、竜巻による最大風速は、一般的には水平方向の風速として算定されるが、鉛直方向の風圧力に対してせい弱と考えられる設計対処施設が存在する場合には、鉛直方向の最大風速に基づいて算出した鉛直方向の風圧力による荷重についても考慮した設計とする。</p> <p>(b) 気圧差による荷重</p>		

事業許可基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（11/15）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>外気と隔離されている区画の境界部が気圧差による圧力影響を受ける設備並びに竜巻防護対象施設を収納する建屋の壁及び屋根においては、設計竜巻による気圧低下によって生じる設計対象施設の内外の気圧差による圧力荷重を考慮し、より厳しい結果を与える「閉じた施設」を想定して次式のとおり算出する。「閉じた施設」とは通気がない施設であり、施設内部の圧力が竜巻の通過以前と以後で等しいとみなせる。一方、施設の外側の圧力は竜巻の通過中に変化し、施設内外に気圧差を生じさせる。</p> $W_P = \Delta P_{\max} \times A$ <p>ここで、 W_P : 気圧差による荷重 ΔP_{\max} : 最大気圧低下量 A : 施設の受圧面積</p> <p>である。</p> <p>(c) 飛来物の衝撃荷重 竜巻ガイドを参考に、衝突時の荷重が大きくなる向きで設計飛来物が設計対象施設に衝突した場合の衝撃荷重を算出する。</p> <p>また、貫通評価においても、設計飛来物の貫通力が大きくなる向きで衝突することを考慮して評価を行う。</p> <p>b. 設計竜巻荷重の組合せ 設計対象施設の設計に用いる設計竜巻荷重は、竜巻ガイドを参考に、風圧力による荷重 (W_W)、気圧差による荷重 (W_P) 及び設計飛来物による衝撃荷重 (W_M) を組み合わせた複合荷重とし、複合荷重 W_{T1} 及び W_{T2} は米国原子力規制委員会の基準類を参考として、以下のとおり設定する。</p> $W_{T1} = W_P$ $W_{T2} = W_W + (1/2) \times W_P + W_M$ <p>設計対象施設には W_{T1} 及び W_{T2} の両荷重をそれぞれ作用させる。</p> <p>c. 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重は、以下のとおりとする。</p> <p>(a) 通常時に作用している荷重 (b) 竜巻以外の自然現象による荷重 <u>竜巻は積乱雲又は積雲に伴って発生する現象であり⁽³⁵⁾、積乱雲の発達時に竜巻と同時に発生する可能性がある自然現象は、落雷、積雪、降雹及び降水である。これらの自然現象により発生する荷重の組合せの考慮は、以下のとおりとする。</u></p> <p>なお、風（台風）に対しては、「(ロ) 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する設計方針」にて考慮することとしている建築基準法に基づく風荷重が設計竜巻を大きく下回ることから、設計竜巻荷重に包絡される。</p> <p>ただし、竜巻と同時に発生する自然現象については、今後も継続的に新たな知見の収集に取り組み、必要な事項については適切に反映を行う。</p> <p>i. 落雷 <u>竜巻及び落雷が同時に発生する場合においても、落雷による影響は雷撃であり、荷重は発生しない。</u></p> <p>ii. 積雪 <u>MOX燃料加工施設の立地地域は、冬季においては積雪があるため、冬季における竜巻の発生を想定し、建築基準法に基づいて積雪の荷重を適切に考慮する。</u></p> <p>iii. 降雹 <u>降雹は積乱雲から降る直径5mm以上の水の粒であり、仮に直径10cm程度の大型の降雹を仮定した場合でも、その質量は約0.5kgである。竜巻及び降雹が同時に発生する場合においても、直径10cm程度の降雹の終端速度は59m/s⁽³⁶⁾、運動エネルギーは約0.9kJであり、設計飛来物の運動エネルギーと比べて十分小さく、降雹の衝突による荷重は設計竜巻荷重に包絡される。</u></p>		<p>【新規基準の第9条要求による変更】 ・規則解釈に合わせ、異種の自然現象の重畳及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮することを追記</p>

事業許可基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（12/15）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>iv. 降水 <u>竜巻及び降水が同時に発生する場合においても、降水により屋外施設に荷重の影響を与えることはなく、また降水による荷重は十分小さいため、設計竜巻荷重に包絡される。</u></p> <p>(c) 設計基準事故時荷重 <u>設計対処施設に作用させる設計竜巻荷重には、設計基準事故時に生ずる応力の組合せを適切に考慮する設計とする。すなわち、竜巻により設計対処施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる荷重を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせて設計する。また、設計基準事故の影響が及ぶ期間に発生すると考えられる竜巻により、設計対処施設に作用する衝撃と設計基準事故時に生ずる荷重を適切に設計する。</u></p> <p><u>設計対処施設は、設計竜巻に対して安全機能を損なわない設計とすることから、設計竜巻と設計基準事故は独立事象となる。設計竜巻と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さいことから、設計基準事故時荷重と設計竜巻荷重の組合せは考慮しない。</u></p> <p><u>仮に、設計基準事故発生時に、風速が小さく発生頻度の高い竜巻が襲来した場合、安全上重要な施設に荷重を加える設計基準事故である「露出した状態でMOX粉末を取り扱い、火災源となる潤滑油を保有しているグローブボックスにおいて火災が発生し、容器内のMOX粉末が飛散し、外部に放射性物質が放出される事象」による荷重との組み合わせが考えられる。この設計基準事故により荷重を受ける安全上重要な施設であるグローブボックスは、竜巻による荷重を受けることは無いため、設計基準事故時荷重と竜巻の組合せは考慮しない。</u></p> <p><u>以上のことから、設計竜巻荷重と設計基準事故時荷重の組合せは考慮しない。</u></p> <p>d. 許容限界 建屋・構築物の設計において、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離発生の有無の評価については、貫通及び裏面剥離が発生する限界厚さ及び部材の最小厚さを比較することにより行う。さらに、設計荷重（竜巻）により発生する変形又は応力が安全上適切と認められる以下の規格及び規準等による許容応力度等の許容限界に対して安全余裕を有する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 ・日本産業規格 ・日本建築学会等の基準、指針類 ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987（日本電気協会） ・原子力エネルギー協会（NEI）の基準・指針類 <p>設備の設計においては、設計飛来物の衝突による貫通の有無の評価については、貫通が発生する限界厚さ及び部材の最小厚さを比較することにより行う。さらに、設計荷重（竜巻）により発生する応力が安全上適切と認められる以下の規格及び規準等による許容応力の許容限界に対して安全余裕を有する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本産業規格 ・日本建築学会等の基準、指針類 ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987（日本電気協会） ・原子力エネルギー協会（NEI）の基準・指針類 <p>(4) 竜巻防護設計 竜巻に対する防護設計においては、竜巻ガイドを参考に、基準竜巻、設計竜巻及び設計荷重を適切に設定し、竜巻防護対象施設を収納する区画の構造健全性を確保するため、機械的強度を有する、建物の外壁及び屋根により建物全体を保護し、以下の事項に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 飛来物の衝突による建屋・構築物の貫通、裏面剥離及び設備・機器の損傷 ② 設計竜巻荷重及びその他の荷重（通常時に作用している 		<p>【新規制基準の第9条要求による変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則解釈に合わせ、異種の自然現象の重畳及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮することを追記

事業許可基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（13/15）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>荷重、運転時荷重、竜巻以外の自然現象による荷重及び設計基準事故時荷重）を適切に組み合わせた設計荷重（竜巻）</p> <p>③ 竜巻による気圧の低下</p> <p>竜巻防護対象施設、竜巻防護対象施設を収納する建屋及び竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計竜巻からの防護設計方針を以下に示す。</p> <p>a. 竜巻防護対象施設を収納する建屋</p> <p>竜巻防護対象施設を収納する建屋は、設計荷重（竜巻）に対して構造健全性を維持する設計とし、施設内の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。また、設計飛来物の衝突に対しては、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。</p> <p>b. 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設</p> <p>建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差荷重に対して構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備、グローブボックス排気設備並びに非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系は、気圧差荷重に対して、構造健全性を維持できるように十分な強度を有する設計とする。</p> <p>c. 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設</p> <p>建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設には、非常用所内電源設備の非常用発電機が該当する。設計荷重（竜巻）による影響に対して非常用所内電源設備の非常用発電機の安全機能を損なわない設計とするため、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系に対しては、設計飛来物の侵入による損傷を考慮する。具体的には、設計飛来物の侵入を防止するため、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系については建物により迷路構造とすることで設計飛来物の侵入を防止し、排気系はその一部を構成する構築物である非常用所内電源設備の非常用発電機の排気筒を十分な板厚とすることにより設計飛来物の侵入を防止する設計とする。</p> <p>d. 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <p>竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設については、設計荷重（竜巻）を考慮しても倒壊等に至らないよう必要に応じて補強すること等により、周辺の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。具体的には以下のとおりである。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備の排気筒は、倒壊に至った場合には、燃料加工建屋に波及的影響を及ぼすおそれがあることから、設計飛来物の衝突による貫通及び風圧力による荷重を考慮しても倒壊に至らない設計とし、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 竜巻随件事象に対する設計</p> <p>竜巻ガイドを参考に、過去の他地域における竜巻被害状況及びMOX燃料加工施設の配置を図面等により確認した結果、竜巻随件事象として以下の事象を想定し、これらの事象が発生した場合においても、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>① 火 災</p> <p>竜巻により再処理事業所内の屋外にある危険物貯蔵施設等（ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所及びディーゼル発電機用燃料受入れ・貯蔵所）が損傷し、漏えい及び防油堤内での火災が発生したとしても、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の許容温度を超えない設計とすることにより、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「(チ) 外部火災防護に関する設計」にて考慮する。</p> <p>建屋内に設置される竜巻防護対象施設のうち、開口部を有する室に設置されるものは、設計飛来物に対して建物・構築物による防護対策を講ずることを考慮すると、設計飛来物が</p>		

事業許可基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（14/15）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>当該室に侵入することはないことから、設計竜巻により建屋内に火災が発生し、竜巻防護対象施設に影響を及ぼすことは考えられない。</p> <p>② 溢水 再処理事業所内の屋外タンク等の破損による溢水を想定し、溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の安全機能が損なわれないよう必要に応じて堰を設ける等の防護対策を講じ、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「溢水防護に関する設計」にて考慮する。 建屋内に設置される竜巻防護対象施設のうち開口部を有する室に設置されるものは、設計飛来物に対して建物・構築物による防護対策を講ずることを考慮すると、設計飛来物による防護対策を講ずることにより、設計飛来物により当該室に侵入することはないことから、設計竜巻により建屋内に溢水が発生し、竜巻防護対象施設に影響を及ぼすことは考えられない。また、竜巻防護対象施設のない開口部を有する室については、設計竜巻による建屋内の溢水が発生したとしても安全機能に影響を与えることはない。</p> <p>③ 外部電源喪失 設計竜巻、設計竜巻と同時に発生する雷・雹等、あるいはダウンバースト等により、送電網に関する施設等が損傷する等による外部電源喪失に対しては、非常用所内電源設備の安全機能を確保できる設計とすることにより、竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。 (6) 手順等 設計竜巻による飛来物の発生防止及び竜巻による安全機能を有する施設への影響の軽減を図るため、以下の事項を考慮した手順を定める。 ① 設計対処施設以外の建屋、屋外施設及び資機材で飛来物となる可能性のあるものは、浮き上がり又は横滑りの有無を考慮した上で、飛来時の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについて、設置場所に応じて固縛、建屋収納又は敷地からの撤去等を実施することを手順に定める。 ② 車両については、MOX燃料加工施設が再処理施設及び廃棄物管理施設と同じ周辺防護区域に位置するため、再処理施設及び廃棄物管理施設が設定する飛来対策区域を考慮した以下の運用とする。 ・車両については、周辺防護区域内への入構を管理するとともに、竜巻の襲来が予想される場合に車両が飛来物とならないよう固縛又は飛来対策区域外の退避場所へ退避する。 ・飛来対策区域は、車両から距離を取るべき離隔対象施設と車両との間取るべき離隔距離を考慮して設定する。 離隔距離の検討に当たっては、先ず解析により車両の最大飛来距離を求める。解析においては、フジタモデルの方がランキン渦モデルよりも地表面における竜巻の風速場をよく再現していること及び車両は地表面にあることから、フジタモデルを適用する。車両の最大飛来距離の算出結果は170mであるが、フジタモデルを適用した解析における不確実性を補うため、算出結果に安全余裕を考慮して、離隔距離を200mとする。 ・車両の退避場所は、周辺防護区域内及び周辺防護区域外に設ける。また、フジタモデルを適用した解析における不確実性を補うため、周辺防護区域内の退避場所に退避する車両については固縛の対象とする。</p> <p>③ 竜巻に対する運用管理を確実に実施するために必要な技術的能力を維持・向上させることを目的とし、教育及び訓練を定期的実施する。 ④ 竜巻によりMOX燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが</p>		

事業許可基準規則第9条（竜巻）と許認可実績・適合方針との比較表（15/15）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>予見される場合は、竜巻による安全機能を有する施設への影響を軽減させるため、全工程停止に加え、グローブボックス排風機以外の建屋排風機、工程室排風機、送風機及び窒素循環ファン並びに燃料加工建屋の非管理区域の換気・空調を行う設備を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずるとともに、工程室排風機後の排気系統に手動ダンパを設置する設計とし、閉止の措置を行う手順を定める。</p>		